

福岡県地域防災計画（地震・津波対策編）・（基本編・風水害対策編）の改定について

1 趣 旨

津波防災地域づくり法を踏まえ、「地震・津波対策編」の津波浸水想定及び被害想定並びにその対策を見直すとともに、大規模災害時における緊急通行車両の通行確保など災害対策基本法等の改正を反映させるため、「基本編・風水害対策編」及び「地震・津波対策編」の必要な改定を行うもの。

2 主な見直しの内容

(1) 津波防災地域づくり法を踏まえた津波浸水想定及び被害想定並びに津波対策の見直し

① 津波浸水想定及び被害想定の見直し（地震・津波対策編）

沿岸名	対象市町名	最速津波 到達時間： (分)	最高津波 到達時間： (分)	最高津 波水位： (m)	最高津波 水位を起こす 波源の断層	堤防整 備高 (m)	人的被害 (死者数)	物的被害(棟)	
								全壊	半壊
玄 界 灘 沿 岸	糸島市	24 (117)	180 (150)	4.4 (3.5)	対馬(対馬)	5.0	13 (0)	58 (5)	305 (13)
	福岡市	7 (112)	152 (189)	3.4 (3.3)	対馬(対馬)	5.0	16 (0)	2 (1)	69 (14)
	新宮町	5 (113)	8 (239)	2.4 (2.4)	西山(対馬)	3.5	0 (0)	0 (0)	1 (0)
	古賀市	1 (112)	1 (239)	2.6 (2.1)	西山(対馬)	3.5	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	福津市	1 (103)	8 (228)	3.8 (2.5)	西山(対馬)	4.5	0 (0)	0 (0)	1 (2)
	宗像市	3 (95)	19 (193)	4.3 (2.7)	西山(対馬)	4.3	4 (0)	5 (0)	82 (0)
	岡垣町	4 (94)	19 (155)	3.2 (3.3)	西山(対馬)	4.0	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	遠賀町	33 (98)	39 (117)	2.3 (1.9)	西山(対馬)	4.4	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	芦屋町	25 (94)	30 (187)	3.3 (2.4)	西山(対馬)	4.1	0 (0)	0 (0)	4 (0)
豊 前 豊 後 沿 岸	北九州市	26 (45)	108 (124)	4.6 (3.1)	対馬(対馬)	6.2	8 (0)	21 (0)	736 (1)
	苅田町	43 (41)	75 (53)	4.0 (3.6)	周防灘(周防灘)	6.2	0 (0)	3 (0)	30 (0)
	行橋市	40 (40)	206 (111)	3.3 (2.7)	南海(周防灘)	6.2	29 (0)	207 (0)	713 (0)
	築上町	37 (37)	224 (53)	3.2 (3.1)	南海(周防灘)	6.2	3 (0)	19 (0)	78 (0)
	豊前市	27 (30)	196 (71)	3.2 (2.6)	南海(周防灘)	6.2	1 (0)	2 (0)	24 (0)
	吉富町	28 (28)	213 (91)	3.4 (2.6)	南海(周防灘)	6.2	0 (0)	5 (0)	37 (0)
有 明 海 沿 岸	大川市	78 (67)	299 (127)	3.3 (3.3)	南海(雲仙)	7.5	5 (0)	16 (0)	941 (0)
	柳川市	62 (49)	291 (60)	3.3 (3.1)	南海(雲仙)	7.5	2 (0)	435 (0)	2,146 (0)
	みやま市	57 (46)	274 (64)	3.4 (3.1)	南海(雲仙)	7.5	8 (0)	305 (0)	933 (0)
	大牟田市	42 (30)	47 (46)	3.5 (3.3)	雲仙(雲仙)	7.5	0 (0)	0 (0)	1 (0)

※ カッコ内は、「津波に関する防災アセスメント調査（平成24年3月公表）」の数値

※ 断層名 対馬：対馬海峡東の断層

西山：西山断層

周防灘：周防灘断層群主部

南海：南海トラフ

雲仙：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動

※ 「最速津波到達時間」とは、地震発生時から20cm水位上昇までに要した時間

※ 人的・物的被害は、津波浸水想定と人口・建物分布を重ね合わせ、津波到達時間やその浸水深を踏まえ推計

※ 人的被害は、夜間に津波が発生した場合の数値

② 津波対策の見直し（地震・津波対策編）

ア 県は、前記津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を「津波災害警戒区域」として指定する。

そのうち、危険度の著しい区域については、市町村や住民等の意見を踏まえ、「津波災害特別警戒区域」の指定を検討する。

イ 関係市町は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を策定し、海岸保全施設、避難施設等の配置、土地利用、警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すよう努める。

ウ 国、県及び関係市町は、優先度の高い箇所から順次、堤防や護岸等の整備を実施するとともに、耐震対策の必要性を踏まえ、耐震診断や補強による耐震性の確保に努める。

エ 関係市町は、住民、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等への津波警報等の情報伝達が確実に行われるよう、防災行政無線、サイレン、広報車、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）、緊急速報メールの活用に加え、災害情報共有システム（Ｌアラート）の導入や津波災害警戒区域内における戸別受信機の優先的な配備などにより情報伝達手段の更なる多重化・多様化を図る。

オ 関係市町は、前記津波浸水想定及び被害想定を踏まえ、県の支援の下、津波ハザードマップを整備するとともに、避難経路の点検や周囲に高台がない地域における津波避難ビルの指定など、具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、避難訓練の実施などを通じ住民に対し、津波ハザードマップ及び津波避難計画の周知徹底を図る。

(2) その他の主な見直し

① 災害時における緊急通行車両の通行の確保（基本編・風水害対策編）（地震・津波対策編）

- ・ 道路管理者は、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動の命令を行い、運転者等が不在、或いは移動の命令に従わない場合は、自ら車両を移動する。

② 土砂災害対策の強化

ア 避難勧告等の発令対象地域の絞り込み（基本編・風水害対策編）

市町村は、土砂災害警戒情報に加え、土砂災害に関するメッシュ情報（１～５km 四方で土砂災害の危険度を表示した予報データ）を活用し、土砂災害の危険度の高い区域に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。

イ 避難準備情報の活用（基本編・風水害対策編）

市町村は、避難準備情報の発令により、要配慮者の早めの避難に加え、風水害による被害発生のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

ウ 災害の種別に応じた指定緊急避難場所への避難（基本編・風水害対策編）（地震・津波対策編）

市町村は、住民等に対し、指定緊急避難場所が土砂災害、洪水、地震等の災害の種別ごとに指定されており、避難の際には、災害の種別に応じた指定緊急避難場所を選択すべきことについて周知徹底を図る。